

学外共同研究規程

制定 平成9年4月1日

改正 平成17年7月1日 平成20年4月1日

平成23年7月1日 平成26年4月1日

平成28年4月1日 2022年（令和4年）12月1日

（趣旨）

第1条 上智大学（以下「本学」という。）における、企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究の実施に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「学外共同研究」（以下「共同研究」という。）とは、本学が学外機関から研究者及び研究経費等を本学に受入れて、学外機関の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

2 この規程において「外国の政府等」とは、外国の政府、及びその団体若しくは個人又は国際機関若しくは国際的に組織された団体をいう。

（研究担当者等）

第3条 本学で共同研究にあたる者（以下「研究担当者」という。）は、本学の専任教員とする。ただし、必要と認められる場合には、本学の専任教員、大学院生及びその他の者を研究協力者として加えることができる。

2 本学は、学外機関から本学に派遣されて共同研究にあたる者を、学外共同研究員として受入れる。

3 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、学長に申し出て承認を得ることで、専任教員以外の者が研究担当者になることができる。

（共同研究に要する経費）

第4条 共同研究費は、次の費目の合計をもって算出する。

（1）当該研究遂行に直接必要な経費

（2）前号以外に当該研究遂行に関連し必要となる一般管理費

2 一般管理費は、共同研究費の10%に相当する額とする。

3 前二項にかかわらず、競争的研究費等に係る間接経費が本学に収納されたときは、直接経費の5%を一般管理費として間接経費から徴収する。この場合において、間接経費の取扱いは、経理委任を受けた研究助成金の間接経費取扱要領に定めるところによる。

4 前三項にかかわらず、学外機関に定めがある場合は、その定めに従う。

5 学外機関は、共同研究費を負担する。

（共同研究に要する設備等）

第5条 本学は、その所有に属する施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経常経費等を負担する。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の所有に係る設備を無償で受入れ、共同で使用することができる。この場合において、当該設備の搬入及び搬出に要する経費は、原則として学外機関が負担する。

3 前項の場合において、当該設備を本学に搬入することが困難なときは、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設に本学の研究担当者を派遣して研究を行うことができる。

（申請）

第6条 共同研究を実施する場合、本学の研究担当者は、次の書類を学部長、研究科委員長又は研究機

構長を経由して、学長に提出しなければならない。

- (1) 学外共同研究申込書（様式第1号）
 - (2) 学外共同研究計画書（様式第2号）
 - (3) 学外共同研究経費算定明細書（様式第3号）
- （共同研究の決定）

第7条 学長は、前条の申請があった場合、共同研究の受入れの可否を決定する。

2 外国の政府等からの共同研究の受入れの可否については、高等教育常務会において審議し、これを決定する。

（共同研究契約の締結）

第8条 前条に基づき共同研究の実施を決定したときは、理事長は学外機関との間に共同研究契約を締結する。

2 共同研究契約書には、特段の事情がない限り、次の各号に定める事項を定めなければならない。

- (1) 共同研究題目及び内容
 - (2) 研究担当者
 - (3) 研究期間
 - (4) 共同研究に関する経費の取扱いに関する事項
 - (5) 研究報告の方法
 - (6) 研究成果の発表方法
 - (7) 知的財産権に関する事項
 - (8) その他実施に関する事項
- （共同研究費の支出）

第9条 共同研究費の取扱いは、この規程に定めるもののほか、上智学院経理規程に定めるところによる。

2 学外機関から受入れる共同研究に要する経費は、本学会計に収納されるものとし、第4条第1項第1号に定める経費相当額を支出するものとする。

3 共同研究に要する経費により、取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

（共同研究の中止）

第10条 共同研究を中止した場合で、学外機関等が負担した既納の共同研究費の額に不要が生じたときは、不要となった額の範囲内でその全部又は一部を学外機関等に返還するものとする。

2 共同研究を完了し、又は中止したときは、第5条第2項の規定により受入れた設備を、研究の完了又は中止の時点の状態で学外機関等に返還するものとする。

（共同研究の完了）

第11条 共同研究が完了したときは、研究担当者は委託／学外共同研究完了報告書（様式第4号）を作成し、学部長、研究科委員長又は研究機構長を経由して、学長に提出しなければならない。

（研究成果の取扱い）

第12条 共同研究による研究成果は、学長に提出するものとする。この場合において、学長は提出された研究成果について、速やかに公開するものとする。

2 知的財産権に係る研究成果の帰属、公表の時期・方法等については、学外機関と協議のうえ決めるものとする。

（事務局）

第13条 共同研究にかかわる経理、人事及び施設設備等関係以外の事務は、学術情報局研究推進センターの所管とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学院の定める手続により行う。

附 則

この規程は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年（平成17年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2022年（令和4年）12月1日から改正、施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号